

# 一般社団法人 三重県サッカー協会

## 「代議員制の採用に関する細則」

### 第1条(目的)

(一社)三重県サッカー協会(以下、本協会と称する)定款第3章第5条により、代議員制を採用するにあたり細則をここに定める。

### 第2条(選挙管理委員会の設置)

1. 本協会に、代議員の選挙事務を管理するために選挙管理委員会を置く。
2. 選挙管理委員会の委員は、本協会の役員以外の正会員のうちから、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
3. 選挙管理委員会は委員3名をもって組織する。
4. 選挙管理委員会に委員長1名を置き、委員の内から互選によってこれを選任する。
5. 選挙管理委員会は、次の各号に定める事務を管理する。
  - (1) 選挙に関する告示
  - (2) 立候補及び候補者の推薦もしくは候補の辞退の届出の受理
  - (3) 投票及び開票の管理
  - (4) 当選者等の確定
  - (5) その他選挙事務の管理に必要と認めた事項
6. 選挙管理委員会は、委員長が招集する。ただし最初の委員会は会長が招集する。
7. 選挙管理委員会の決議は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは委員長が決する。
8. 委員の任期は、就任後当該代議員選挙が完了するまでとする。
9. 選挙管理委員会は、本協会の事務所とし、その事務は本協会事務局がこれにあたる。

### 第3条(代議員の定数)

1. 概ね20チームで1代議員とし、別紙のように種別委員会と、専門委員会とに分けて選出し、端数は理事会で案を提出する。
2. 決められた代議員定数と補欠を1名とする。
3. 定数は、理事会にて変更および決定する。

### 第4条(推挙方法)

1. 各種別委員会と専門委員会とからきめられた定数を推挙する。その方法は委員会に任せる。
2. このとき、理事又は理事会は、推挙、選出に関与してはならない。

### 第5条(立候補)

各委員会にて、立候補者がある場合は、採用する。

### 第6条(決定方法)

任期満了6月の「総会」にて、代議員選挙を行う。

### 第7条(代議員の交代)

止むを得ず交代せざるになった時は、事務局へ届け出、補欠と交代することができる。  
(なお、直近の理事会にて、追認を受けるものとする)

## 第8条(任 期)

代議員の任期は2年間とし、2年後の「総会」までとする。なお再任を妨げず、補欠も同様とする。

## 第9条(議決権)

議決権については、1名につき1個とする。〔定款第16条〕

## 第10条(権 限)

選ばれた代議員は、次の権限をもつ。

- (1)定款の閲覧
- (2)社員名簿の閲覧
- (3)議事録の閲覧
- (4)その他

## 第11条(事務局)

1. 代議員制に関して、候補者名および決定後の代議員に関する資料を作成し公表・保存に努めなければならない。
2. 「総会」の招集、案内状については、定款第4章第14条の章に基づく。

## 第12条(細則の改正)

細則の改正は理事会にて決定する。

## 【附 則】

平成24年10月4日から施行する。

平成24年度については、平成24年3月の総会にてこれを行う。

平成30年3月20日から施行する。

平成30年3月時点での定数表

	委員会	チーム数	代議員数	補欠代議員	備考
1	1種(大学を含む)	41	2	1	種別委 小計22名
2	2種	56	2	1	
3	3種	129	6	1	
4	4種	167	8	1	
5	女子	18	1	1	
6	シニア	16	1	1	
7	フットサル	50	2	1	
8	技術		1	1	専門委 小計8名
9	国体		1	1	
10	審判		1	1	
11	地区		1	1	
12	キッズ		1	1	
13	規律・フェアプレー		1	1	
14	事業運営		1	1	
15	医・科学		1	1	
	合 計	477チーム	30人	15人	